

議員提出議案第 1 号

小野市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

小野市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条  
例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 6 月 2 6 日提出

提出者	小野市議会議員	山	本	悟	朗
賛成者	小野市議会議員	高	坂	純	子
賛成者	小野市議会議員	富	田	和	也
賛成者	小野市議会議員	竹	内		修

(提案理由)

小野市議会議員は市民の厳粛な負託を受けたものでありその負託に全  
力で応えなければならない。しかし、議員辞職の勧告の決議を受けその  
職責を十分に果たせていないと認められる場合においては、期末手当に  
係る加算措置を行わないこととするため。

(1)

小野市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を  
改正する条例

小野市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成26年小野市  
条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 議員がその任期中に市議会の本会議において議員辞職の勧  
告の決議を受けた場合における期末手当の額は、議員報酬条例第5条  
第2項中「議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20  
を乗じて得た額の合計額」とあるのは「議員報酬の月額」とする。た  
だし、同決議による勧告を取り下げる決議がなされた場合はこの限り  
ではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。